

施設設備使用申請書(記入例)

独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構
千葉職業能力開発促進センター
高度訓練センター長 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〒 〇〇-〇〇〇〇
所在地 〇〇県△△市××町〇〇-〇〇
事業所等名 株式会社 ポリテク工業
代表者氏名 代表取締役 能力 太郎

貴施設の施設設備を使用したいので、下記のとおり申請します。
なお、施設設備使用に際しては裏面の「使用上の留意事項」に同意し、遵守します。

記

使用目的	〇〇〇〇社員講習会(〇〇課を対象とした〇〇技術研修)			人員	10 人
職業能力開発促進法第24条による認定の有・無 ※1				有・ <input checked="" type="radio"/> 無	
貸与期間	令和 〇〇 年 10 月 1 日 (土) ~ 令和 〇〇 年 10 月 3 日 (月)				
使用内容	場所	月日(曜日)	時間	希望訓練用機器等	台数
	多目的実習室	10月1日 (土)	9:00 ~ 17:00	ホワイトボード	1
	223教室	10月2日 (日)	13:00 ~ 17:00	プロジェクター	1
	223教室	10月3日 (月)	9:00 ~ 12:00	プロジェクター	1
		()	: ~ :		
		()	: ~ :		
		()	: ~ :		
		()	: ~ :		
責任者連絡先	所属 〇〇部〇〇課 氏名 課長 製造 太郎 電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇				
使用場所に特別の設備をし、又は変更を加える場合、その内容	・多目的実習室に実習用架台を設置するにあたり、床をビニールシートで養生します。 ・持ち込み機材:プロジェクター、ノートパソコン、〇〇〇実習用架台(〇台)				
備考	・使用時の責任者は〇〇課 係長 幕張 一郎(携帯電話〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)			資格免許 ※2	

※1 職業能力開発促進法(以下「能開法」という)第24条による認定とは、都道府県知事により、能開法第19条第1項の厚生労働省令で定める基準に適合するものであると認定を受けた職業訓練のこと。

※2 貸与を希望する機器等の使用に当たり資格免許等が必要な場合は、申請時に施設担当者へご提示ください。施設担当者が確認のサインを記入します。

当機構の保有個人情報保護方針、利用目的

○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)を遵守し、保有個人情報を適切に管理し、個人の権利利益を保護いたします。

○ご記入いただいた個人情報については指導員派遣の申込みに関する事務処理及び業務統計、当機構の能力開発セミナーや関連するセミナー・イベント等の案内に使用するものであり、それ以外に使用することはありません。

使用上の留意事項

下記の「使用上の留意事項」についてご確認いただき、これに同意する場合には確認欄(□)にチェックを入れて下さい。

- 使用に際しては、施設担当者の指示に従います。
 - 使用の目的は、企業・事業主団体等が行う職業訓練や人材育成であり、営利や勧誘等(※)ではありません。
- (※)商品展示会、特定の商品を使用した研修会・説明会、物品の販売、宣伝勧誘行為、その他公共施設の使用趣旨に沿わないものをいう。
- 施設設備使用申請書に記載した「使用目的と内容」以外の使用はしません。
 - 使用日当日の来場者の受付・案内表示・誘導等は使用者自身の責任において行います。なお、参加者からの電話連絡対応等の取扱も同様とします。
 - 物品の搬入及び搬出は、原則として使用者自身の責任において使用日当日に行います。また、宅配便等の手配、取扱も同様とします。
 - 使用終了に際しての清掃、後片付及び原状回復は使用者自身において、使用時間内に行い、施設担当者(または管理責任者)の確認を受けます。
 - 大規模な持込機器により、既定使用料金を相当程度超える電気使用量が見込まれる場合は、別途費用負担する必要があることを了承します。
 - 使用中は使用承諾場所と供用場所(主にロビー、休憩エリア、トイレ、食堂、喫煙場所等)以外への無用の立ち入りはしません。
 - 施設運営に支障が生じるような、著しい騒音・粉じん等が発生する作業は行いません。
 - 使用にあたって安全面には十分配慮し、原則として火気の使用はしません。また、有毒な臭気を発生させる有機溶剤等も原則使用しません。なお、使用中の事故一切について、施設側では責任を負わないことを了承します。
 - 使用者の故意または重大な過失により、当施設の施設設備を毀損、又は消失したときはその損害を賠償します。
 - 使用中に大規模災害(火災、地震、津波等)が発生した場合は、施設側からの指示・誘導に従います。

※ 上記について疑義がある場合や他の不明な点については、施設担当者までお尋ね下さい。